

## 窃盗事件発生（占冠村）

2月6日午前11時55分から同日午後0時20分にかけて、占冠村内のスキー場敷地内のスキー置き場に置いていたスノーボードが盗難被害

## 還付金詐欺の予兆電話がかかっています！

2月中旬頃、富良野市内に居住する方に、還付金詐欺の予兆電話がかかっています。犯人は市役所職員をかたり、「保険金の払い戻しがある」と嘘をつき、ATMの操作を求めています。相手の指示どおりにATMを操作すると、お金を騙し取られるおそれがあります。市役所などの官公庁が還付金手続き等でATM操作を求めることはありません。「ATMでお金が戻る」は詐欺です。このような電話を受けた場合は、一度電話を切り、富良野警察署へご相談下さい。

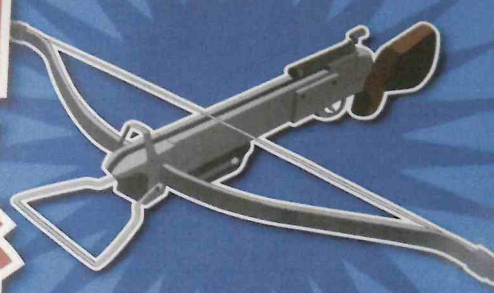
## お知らせ

令和4年3月15日から施行

# 所持禁止

許可制  
に！

許可申請や廃棄等の措置を執らずに令和4年9月15日以降も所持し続けた場合は、不法所持となります！  
令和4年9月14日以前であっても、クロスボウの発射・持ち運び・保管等に規制がかかります。



**無償で処分します！**  
廃棄する場合には最寄りの警察署に持ち込んで下さい。無償で処分します。

？  
どんなクロスボウが規制対象になるの？

規制対象となるのは、矢の運動エネルギーが60J以上となるクロスボウです。いわゆるストルツクロスボウを意味し、市販されているクロスボウは基本的に規制対象となります。

詳細は警察庁ホームページにて  
<https://www.npa.go.jp/bureau/safety/ib.html>

皆様所持している  
クロスボウを警察が  
無償で引取りします！

令和4年3月15日  
から所持禁止



詳細は警察庁  
ホームページにて

引取期間：令和4年9月14日まで